

## 販売店の皆様へ

近年、インターネット上の情報等を参考に、電気工事士の資格を持たない消費者等が、自宅の電気工事を行っている事例が報告されています。

資格を持たない消費者等による作業は、電気工事の欠陥に伴う**漏電火災**、**感電**の他、**周辺への波及災害**を引き起こす恐れがあります。

下記に類する電気用品の販売にあたっては、「**電気工事士の資格が必要ですが、大丈夫でしょうか？**」等のお声かけをお願い致します。



埋込コンセント



壁スイッチ



引掛ローゼット  
(シーリング)



ブレーカー



絶縁電線  
(VVFケーブル等)